

# 監査報告書

平成25年4月26日

一般社団法人 日本経営士会  
会 長 高橋 栄一殿  
ならびに 理事 各位

監事 岩城 秀晴



監事 小林 祥三



私たち監事2名は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第99条および一般社団法人日本経営士会（以下、本会という）の定款第25条・第41条の規定に基づき、本会の平成24年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財産の状況および理事の業務執行の状況を監査実施致しましたので、下記のとおり報告致します。

## 1. 監査方法の概要

私たちは、本会の「監査規程」に準拠して監査を実施した。「監査規程」は、監査に当たって、本会の財産および業務の執行について適正かつ効率的な運営を確保するために、内部統制の状況およびその有効性に留意し、かつ、判断の合理的根拠を得ることを求めている。私たちの監査は、試査を基礎として、会計帳簿および証憑についての閲覧・突合・質問等ならびに理事会その他の会議への出席・事情聴取・議事録の閲覧等、必要と認めた手続を含んでいる。

## 2. 監査意見

監査意見は、下記のとおりである。

### (1) 計算書類及びその附属明細書

会計処理の一部に不備が散見されるものの、重要な欠陥は認められず、本会の平成24年度末貸借対照表および財産目録ならびに平成24年度正味財産増減計算書が、定款の規定および本会の「経理規定」に準拠して、本会の当該年度末の資産、負債および正味財産の状況ならびに当該年度の正味財産増減の状況を適正に示しているものと認められる。尚、改善すべき不備に関しては、別途理事会に報告する。

### (2) 事業報告

平成24年度の事業報告が、当該年度の事業の内容を適切に示しているものと認められる。

### (3) 理事の職務執行

平成24年度における理事の職務執行に関して、不正の行為または定款もしくは法令に違反する重大な事実は認められない。ただし、平成24年10月に一支部に対する監査が実施され、その監査報告書が11月に理事会に提出されたが、当年度末までに理事会における実質的審議が完了せず、監査指摘事項の改善が認められなかったことは遺憾である。

以上